会則

2019年03月25日制定 2019年03月25日施行

前文

高校生活の部活動の一環として本同好会に参加し、仲間と共に競い合い、切磋琢磨しながら過ごす日々は、かけがえのないものになるでしょう。

楽しいことがあるでしょう。おもしろいことがあるでしょう。時に困難もあるでしょう。 共に歩む仲間を大切にして活動をしてください。

この会則は、円滑な同好会活動を行うために制作しました。

この先、この同好会が部に昇格し、『クイズ研究部』として長い伝統を築き上げていき、 この会則が部則になることを強く願っています。

2019年03月25日

東京都立豊多摩高等学校クイズ研究同好会(TTQC)

会長高等72期生大湯弘也副会長高等72期生三好健心会計高等72期生植草太郎機材団長高等72期生石井陽都資料団長高等73期生前佛圭輝

第一章 同好会

•第一条〔学友会〕

本同好会は東京都立豊多摩高等学校学友会文化部に所属し、会長は毎週月曜日に行われる 部長会に出席する義務を負う。

·第二条 [名称・略称]

本同好会は東京都立豊多摩高等学校クイズ研究同好会(英称:Toyotama Quiz Club)とし、(略称:TTQC)と称することとする。また、略称:TTQC は他の団体などに用いられている可能性もあるため、(長略称:TYTMQC)と称することもある。

•第三条〔顧問〕

本同好会は一名以上の顧問の許可、責任の元、活動する。また、本同好会の顧問が一名 未満となった場合は原則として活動停止となる。顧問が何らかの事情により、本同好会の 責任を負えない状況になった場合は、代理の責任者に活動の許可をもらう義務を負う。

• 第四条〔活動場所〕

本同好会の活動場所はC3講義室を主な活動場所とする。

·第五条 [活動日]

本同好会の活動日は月曜日、木曜日、授業のある土曜日の放課後とする。ただし、顧問や他の部活動の都合により、変更となることがある。

•第六条 [活動目的]

それぞれの会員が以下の活動目的を深く理解し、日々、目標をもって活動する。

- 1. クイズのおもしろさ、奥深さを一人でも多くの学友に知ってもらうべく、 活動する。
- 2. 十分な活動実績をつくり、部活動に昇格し、途絶えぬ歴史を築く。
- 3. 東京都立豊多摩高等学校の学友として、大会で好成績を収める。
- 4. どんな困難も、会員全員の協力で立ち向かう。

第二章 団・特別団

第七条〔団・特別団〕

本同好会は2つの団と、1つの特別団を配置する。また、各団に団長を配置する。活動計画特別団はこの限りでない。

1. 役員

会長、副会長、会計の3役から構成される団。主に学友会役員、教員との接触が仕事となる。また、会長は2つの団すべてに所属し、副会長は、機材団にも所属する。会計は資料団にも所属する。

2. 機材団

主に、早押し機やホワイトボードなどの機材・道具を管理する。また、大会参加費や 道具購入の際の集金を取り仕切る。また、購入する機材、道具の最終決定もここで行 う。

3. 資料団

主に、過去問や問題冊子、大会の資料などの管理を行う。指定の管理場所の管理も行う。会員が同好会の資料を持ち出す際の貸し出し手続きも行う。

4. 活動計画特別団

主に毎回の活動運営を行う。企画、運営、片付け、反省のすべてを行う。AQLなどの問題を作成することを義務とする大会に参加する際の問題作成を行う。対象は全会員で、活動日ごとに特別団は結成、解散を繰り返す。この特別団の構成メンバーは定例会内会議で決定する。必要に応じて全会員が結成する権利を持つ。

第三章 会議

・第八条〔会議〕

以下の会議を行うことを会員の義務とする。

1. 定例会内会議

主に3か月ごとの活動計画特別団の構成を検討。予算案の作成。また、各月の活動日程を決定する。4月、7月、10月、1月に定例会内会議(以下定会議)を行う。この会議には役員、各団長が出席する。これら以外の者の発言権は無いが、傍聴することは可能である。

2. 連携会議

主に活動報告、大会日程、集金について会議する。定会議の日の活動後、顧問と 役員、各団長で連携会議を行う。

3. 特別会議

3月に行う。この会議で引き継ぎとなる。主に会長、副会長、会計、各団の団長の選出を行う。会長は立候補者の選挙とする。この会議には顧問も出席する。選挙権は第三学年を除く全会員、顧問となる。被選挙権は、第一学年の全会員となる。立候補者がいない場合は第一学年の全会員を立候補者とみなし、選挙を行う。(ただし、第一学年の会員がいない場合はこの限りでない。)選挙により順位が確定しない場合は立候補者上位二名による決戦投票を行う。決戦投票でも順位が確定しない場合は、前会長による指名を行う。副会長、会計、各団長は会長決定後、前同役からの任命とする。拒否権はあるが、任命されたことは名誉なことなので、原則として承諾すること。

4. 臨時会議

会員が必要に応じて臨時会議を行える。全会員が招集され、招集した会員の司会のもと運営される。顧問もこの権限を持つ。

第四章 会員

・第九条 [会員の権利]

本同好会に所属する会員は本同好会の活動に参加することができる。また、法律、条令、 学校規則、学友会規則に違反する行為でなければ本同好会の活動は会員による自主・自律 の精神の元、自由に活動することができる。これは、同好会外から本同好会にとって不利 益につながる圧力をうけた場合、これを無視できる。

•第十条〔入部〕

本同好会に所属を希望する者は、本校の学友会員であり、学校指定の入部届を本人が本同好会顧問及び会長に提出したものであれば性別、年齢、国籍を問わず入部することができる。一度除名処分を受けた者は再入部いかなる場合も認められない。ここは同好会であるが、入会ではなく入部と称する。宗教団体や一般の民間サービスと混同しないようにするためである。これは退部も同様である。

•第十一条〔退部〕

本同好会の会員であれば会員は自ら退部することができる。退部の際は学校指定の退部届を本人が明確な理由を明記し、会長及び顧問に提出しなくてはならない。

・第十二条 [会員の除名]

同好会の活動を妨害または同好会の方針を無視するなどした場合(詳細は以下の「除名処分の対象となる場合」を参照)は臨時会議において、本人を除く会員の4分の3以上で除名処分となる。また、顧問にこの選挙権は無い。

◎除名処分の対象となる場合

- 1. 同好会の方針無視
- 2. 無断欠席の超過(第二十一条参照)
- 3. 活動排斥
- 4. 同好会に不利益を及ぼす行為・言動
- 5. 同好会の秩序を乱す行為・言動
- 6. 除名処分を受けた者の再入部をほう助する行為・言動
- 7. 会員・顧問に危害を与える行為・言動
- 8. 犯罪行為
- 9. その他同好会の存続を危ぶませる行為・言動

・第十三条 [会員の義務]

会員は東京都立豊多摩高等学校の学友、また本同好会の一員として自覚・責任のある行動をしなくてはならない。また、同好会の目標を達成するために全力を尽くさなければならない。

·第十四条〔禁止事項〕

法律や条令を無視する行為(きわめて悪質な行為)をした場合は除名処分とする。

・第十五条〔役員の罷免〕

臨時会議にて役員の罷免を行える。本人を除く会員の4分の3以上の賛成で罷免することができる。顧問もこの権利を持つ。また、会長は副会長、会計を即刻罷免することができる。

・第十六条 [各団長の罷免]

役員以外の各団の団長の罷免を行える。会員の3分の2以上の賛成で罷免することができる。顧問はこの権利を持たない。

・第十七条 [各役員の任期]

各役員の任期は原則として第二学年の特別会議までとする。ただし、明確な理由があり、継続が不可能となった場合のみ、自ら辞すこともできる。一度辞す、あるいは罷免されると二度と同じ役に就くことはできない。

·第十八条〔会長〕

会長は特別会議にて選出される。主な役割として、活動日・活動場所の変更、会則の改正、選挙で決定できなかった場合の後任の会長の指名、同好会の活動停止、副会長・会計の罷免、顧問の選定、入部・退部の許可、広報誌のコメント作成、会誌発行の許可、外部大会参加時の本同好会代表などがある。

•第十九条〔副会長〕

副会長は特別会議にて選出される。主な役割として記念祭関連の取り仕切り、会長の補佐、OBG会との連絡、月ごとの活動報告書の作成、延刻届の提出、大会会場内責任者、会計の罷免。また、会長が欠席、入院、退部、転校、退学、死亡の際、会長代理ないし会長昇格。また、副会長は会計を兼任できる。

・第二十条 [会員の欠席]

会員は欠席の際、出席する会員に欠席することとその理由を伝える義務を負う。

•第二十一条〔自動退部〕

120日間、役員及び各団長は90日間、特別な場合を除き、出席しないかつ欠席連絡が無いかつ音信不通の場合、自動退部となり、所属ホームルームに退部届を配布する。これには臨時会議は実施しない。

・第二十二条 [OBG]

本校卒業時、本同好会に所属していた会員はOBG会への入会が認められる。また、OBG は本同好会の歴史を繋いだ人物であるため、敬意を払わなくてはならない。

•第二十三条〔第三学年〕

第三学年は第二学年時に行われた特別会議から第二十一条を一切受けない。

第五章 会計・出納

•第二十四条〔会計〕

会計は特別会議にて選出される。主な役割として本同好会の会計責任者として会計委員会に参加、出納の管理、機材団との協力で会員への集金請求、年2回(3月、12月)の出納決定書の作成、予算案の作成の取り仕切り、年度初めの出納予測報告書の作成、会費の徴収、口座の管理。また、副会長と会計は兼任できる。

• 第二十五条〔会費〕

年度初めに、予算案や出納予測報告書をもとに会費を会員から徴収する。特別な場合を除き、会員は必ず支払わなければならない。顧問は対象外。

• 第二十六条〔予算案〕

予算案は年度初めの定会議にて事前に会計が作成した出納計画書をもとに作成する。

·第二十七条 [出納決定書]

会計は年2回(3月、12月)に全会員対象(顧問を含む)に出納決定書を提出しなければならない。これは本同好会員から徴収した金額のみを明記する。

•第二十八条〔徴収〕

予算案に記載されていないものの、年度の途中で必要になった物品の購入に関しては、会員からの徴収を行う。全員支払うことが原則。ただし、やむを得ぬ事情があり、全会員がその事情を認知し、承認された場合のみ支払いが免除される。

第六章 細則

・第二十九条〔SNS・HP〕

本同好会は本同好会所有の SNS アカウントについて、本校の許可を得ていない。これにより、SNS 上でのトラブル防止を徹底した上でアカウントを運営する。また、HP は原則禁止とし、OBG による運営とする。

・第三十条 [活動中のスマートフォン等の利用]

本同好会の活動中は、原則としてスマートフォン、携帯電話、パソコン、タブレットなどで、ゲーム、SNS、不必要なチャットや電話やスカイプ、問われた問題の答えを許可なく調べる行為、活動の妨げとなるような行為のために用いることを禁止する。活動計画特別団または会長が許可をだすことができる。

・第三十一条 [負担の一極集中軽減]

本同好会内では、役職に応じて、日々の活動以外での負担が大きくなる可能性がある。そのため、なるべく負担が一極集中しないよう努める。

•第三十二条〔研修〕

本同好会では、年度に一度全会員で研修に行くこととする。場所や時間はその都度決定する。ただしこれは義務ではない。

・第三十三条〔会則の改訂〕

現在の会則に不備及び欠陥、その他本同好会に不利益となる文章が記載されていた場合、 会則を改訂できる。改訂発起人が会長に改訂の提案をした後、役員会で3分の2以上の賛 成を得ることで、改訂発起人は臨時会議を開き、全会員を招集する。全会員の4分の3以 上の賛成で、会則を改訂でき、40日以内に文章の改訂を行う。ただし、顧問はこの権利 を持たない。40日を超過しての改訂及び臨時会議で決定した内容以外の改訂は許されな い。なお、文章の改訂は会長もしくは副会長が行う。

・第三十四条〔貸出〕

本同好会の所有する物品、特に資料は全会員に貸し出し手続きを行えば、貸し出すことができる。指定の貸し出し用紙に氏名、物品名、貸出日、返却予定日を記載した上で、資料団の許可が下りれば貸し出し完了となる。

・第三十五条〔ロゴ〕

本同好会は、特に指定がない場合、以下のロゴを正式なロゴとする。また、このロゴの著作権は本同好会が所有する。

